

坂野潤治著

## 『近代日本の国家構想』

小 関 素 明

坂野潤治氏の最新作『近代日本の国家構想』は、常に刺激的であつたこれまでの氏の研究成果を織りまぜながらも、むしろそれらをも相対化しようとする氏の野心的な試みを前面に押し出した論争的な性格の書である。本書のこの性格を解き明かすためには、これまでの氏の手法と研究成果の特質を概括し、その上で氏がいかなる点でそれらの相対化を試みられたのかを解析していくことがどうしても必要となる。

一九七一年に上梓され、学界に衝撃を与えた氏の『明治憲法体制の確立』が、当時未だ根強い影響力を残していたマルクス主義史学に対するアンチ・テーゼであつたことはよく知られている。本書との関連で注目しなければならないのは、その際の氏の視角と切り口の特徴、さらにはそれがどのような問題点を生み出したかということである。

前掲書に込められた氏の視角と切り口の特徴を一言で言えば、政治史の自立化の追求にあつたと言えよう。それは次の二点において試みられた。第一には、政治史の下部構造からの自立性であ

る。初期議会期において藩閥・民党両勢力の対立が「明治憲法体制」(一九〇〇年体制)に向けて収束していくことの基底的要因として、経済変動の圧力とは別に、両者の権力抗争に裏づけられた独自の政治力学の作用を想定するのは氏の所論の基調である。第二に、明治憲法の制度的枠組みから自立した各政治集団の動向である。藩閥勢力と民党が協調に向かわざるをえなかつた(↓「明治憲法体制」要因の一つに、双方にとって「諸刃の剣」として作用した明治憲法の制度的拘束性を一応想定しつつも、その真因をあくまで現実の政治過程において各政治勢力がとつた動向の自立的方向性に求める観点は、氏の所論の問題設定であると同時に結論でもある。その際に各勢力の動向を根底において規定しているのは、各勢力が権力の掌握に向かつてしごを削ることからおのずと生ずる政治力学(非妥協の必要性)である。

こうした切り口で政治史の自立化を試みた氏の所論は、自由民権運動の負の帰着点である絶対主義的な憲法が初期議会期の政治史を一貫して拘束しつつ見たと見なすがちな従来の単調な絶対主義史観に修正をせまじり、学界に清新な気風を吹き込むことになつた。

しかしこれは氏が明治憲法の制度的拘束を軽視したということでは全くない。むしろ逆に明治憲法の制度的拘束から自立した政治過程の動向を追跡しながらも、氏の所論は、立論に反して、かえって明治憲法の拘束の重みを再確認せざるをえない論理的展開を露わにしていると言える。なぜなら、立論段階で明治憲法の拘束からだけでは説明できない各政治勢力の動向の分析に照準を合わせながらも、民党を藩閥勢力との妥協へと方向づけていく外郭

的な要因として貴族院の抑止力を暗黙のうちに視野に入れざるをえない論理構想をとっている氏の所説は、その存在を保障した明治憲法の拘束力を論理必然的に改めて再確認させずにはおかないからである。

氏はこうした循環論法を意図的に採用して自らの所説にある種の論理的完結性をもたせていると言える。しかもそれに加えて、こうした循環論法は、以下の二点で氏の所説に強靱な生命力を与えることになった。すなわち、①逆説的にはあれ明治憲法の規定力を論理展開のなかに組み込んだことよって、明治憲法の絶対主義的な拘束性を重視する旧来のマルクス主義史学からの反発を一定限度回避できたこと、②単に純理的なレトリックに堕ちずに、権力抗争が生み出す政治力学のリアリズムを反映させながら論理を構成したことよって「実証主義」を標榜する側からの共感もある程度呼び起こすことができたこと、がこれである。言うなれば、対象自体のリアリズムの効力をリアルに再構成し、粘着力のある方法としてのリアリズムに結実させたことよって氏の所説は、いかほどかの違和感を持たれながらも、今日まで根本的な異論の挑戦を受けることなく生きながらえてきたと言つてよい。

ただし、対象に内在するリアリズムと高度に融合した氏のリアリズムの手法は、ある種の陥穽を産み落とすことになった。すなわち氏の手法が対象の属性との融合性ゆえに、その有効性をあえて検証する義務を負わないことを最大の強みに自己の影響力を拡大したまさにそのことが、リアリズムの手法それ自体が自らの有効性を吟味する必要性のない万能の手法であるかのごとき幻想を

生み出すことになったことがこれである。端的に言えば、氏のリアリズムの手法が、対象の性格を度外視して、「実証主義」の名の下に薄められて「継承」された時、多くの場合氏の手法に備わっていた鋭利な再現能力は影をひそめて、煩雑でありながらも単調な権力抗争の描写に終始することがほとんど避けられないのである。

もちろんこれは氏が責めを負うべきものではない。だが、対象の属性に密着した再現能力を最大の魅力として広汎な信仰者を集め、影響力を広げた自らの手法がこの陥穽を生み落としたことを明敏に察知し、あえて自らの手法の相対化と自己革新に踏み出された氏のメッセージと一つの解答が本書なのである。

以下この点に触れる前に、本書の構成と内容を概括しておきたい。

まえがき

第一章 強兵・富国・民主化

——「革命目的」から「立国目的」へ——

第二章 三つの立憲政体構想

——イギリス・モデルを中心に——

第三章 明治憲法体制の三つの解釈

第四章 政党政治の成立と崩壊

第一章は、一八七一年の廃藩置県から八一年の「明治一四年の政変」までの一〇年間を近代日本の「立国過程」と位置づけた上で、その間における「強兵・富国・民主化」といった互いに妥協が不可能な明治維新の三つの「革命目的」の相克と盛衰の様相を

描いたものである。第二章は、最終的に勝利を収めた民主化構想のなから、「超然主義」や「天賦人權論」が生み出さずにはおかない。「官民軋轢」と「藩閥と議会の最大党派とが恒常的に協力し合う」「官民調和体制」(五六頁)の中間に位置する「議院内閣制論」に焦点を当て、井上馨、福沢諭吉、徳富蘇峰の体制構想を素材に、その理想主義としての可能性を検討したものである。二大政党制論を大きく取り上げた本章が本書の中軸的論点を構成している。第三章は、帝国憲法の制約の下で解釈改憲という側面を含みながらも、①穂積八束の「大権政治」(↑「超然主義」)、②美濃部達吉の「内閣政治」(↑「官民調和論」)、③北一輝と吉野作造の「民本政治」(↑「二大政党制論」)が鼎立した様相を描写し、その意味を検討したものである。第四章は、護憲三派内閣期から岡田内閣期の諸課題に目を配りながら、支持基盤の動向をも視野に入れた「民本政治」の可能性を検討した上で、それに対置される構想が「立憲独裁」構想、「強力内閣」構想、「憲政常道」論として分立し、対立を深めていったことを拳國一致内閣期の政治過程や政友会と民政党の体質の再検討を通して分析したものである。

## 二

ではいかなる点で本書がこれまでの氏の研究の総括であり、相対化、自己革新なのか。以下この点に関する本書の重要論点を検討していきたい。

第一に注目しなければならない論点は、本書では以下の三点においてかつて『明治憲法体制の確立』で提起された「官民調和」

論の相対化が試みられているということである。一つには、第一章で立国過程における三つの「立国目的」をめぐる政治的理念の対立に焦点が当てられていることがこれにあたる。ここで活写されている三つの「立国目的」の対立は、「強兵」、「富国化」、「民主化」とレベルの異なる理念の対立でありながら、それぞれが明治維新の「革命目的」を独自に継承したことに起因する互いに譲歩不可能な対立である。したがってこの対立局面にあえて焦点を当て、その重要性に注意を喚起する氏の論述は、かつて氏が詳述された藩閥勢力と民党との妥協によって終末に向かう初期議会の攻防を相対化しようとする含意をわれわれに感じさせずにはおかない。

二つには本書全体の論理構成である。各章の題目を一瞥するかぎり、本書は第三章を除いて従前の「明治憲法体制論」とは無縁であるかにも見える。しかしより注意深く見れば、第四章で氏が論及されている「憲政の常道」は言うに及ばず、「宇垣一成を中心とする政民連立内閣構想」(二三三頁)も、構成勢力や、当該局面での政治的比重、役割は異なるとはいえ、政治システム論的発想が希薄な「官民調和」構想の延直上にあつたことが理解できる。この場合の「憲政の常道」論は劣位にある政友会の民政党(もしくは岡田内閣)攻撃の手段という性格が濃厚であり、後者については当該局面の危機管理に即応した権力調和を要請したものであった。つまりこの段階においては、かつての「官民調和」論的発想が各政治勢力によって独自に解釈され、それら相互の対立が政治過程を規定しているといえよう。この意味では、「官民調和」論的発想は後の政治史にいぜんとして大きな影響力を残し

ているように見えるが、もはやそれはかつての「官民調和」とは異なつて、かなり広汎な振幅を許すものであつたと言わざるをえない。こうした「官民調和」の変種を本書のなかに広汎に散りばめたことも、かつての「官民調和」論的視角を相対化する試みの一つに数えてよいであらう。

そして三つめには、このようにさまざまな形態をとつてリフレインする「官民調和」構想と根本的に対立する二大政党组织論の重要性に注意を促すことによつて、「官民調和」構想の全体的な相対化が試みられていることに注目しなければならない。二大政党组织論の重要性に光を当てたことが、本書の価値を画期的なものたらしめているといつても過言ではない。

二大政党组织論の生成を政治過程のなかに位置づける氏の手法は、例によつてきわめて周到である。まず最初に氏は、二大政党组织論の出現を福沢の『民情一新』のなかの主張に求めながらも（第二章第二節）、それと井上馨の立憲政体論との微妙な接点を設定することによつて（一一六―一八頁）、福沢の理念が第一章で扱われている立国過程に淵源をもつものであつたことを暗示している。立国過程において「強兵」（↑ナショナリズム）や「富国」化（↑上からの工業化）を求める西郷や大久保の理念との競合に勝ち抜いてきた井上の理念と接合するこの「手続き」によつて、福沢の構想は立国過程での試練を経た強靱な生命を誇るものとして本書のなかで「官民調和」論に対抗しうる格付けを与えられているのである。それだけではない。この福沢の構想が、井上と大隅が対立を深めたことによつて微妙な位置におかれながらも（三三三頁、八〇頁）、やがて自らの推進しようとした「上からの殖産興

業政策」が危機に陥るにもなつて（八六頁）「右大臣岩倉や黒田と訣別」して孤立した大隅（九五頁）に受け入れられた側面をもつことに氏は改めて論及し、その政治的広がりの可能性をも強調している。

ただ大隅憲法構想の後ろ盾になつた点に福沢構想の政治的影響力を見出すかぎり、通常ならば当然明治一四年政変によつて大隅が失脚するとともにその政治的影響力も消滅したという通説的理解に墮ちることになる。この点に関しては氏も「明治一四年の政変がこの構想を最終的に挫折させた」（一一八頁）こと、すなわち明治一四年政変の直前の一八八一年九月に刊行された「時事小言」において福沢の構想が「官民調和論」的なものに移行したかに見える事実を一応認めてはいる。

だが氏は次の点においてこれまでの理解とは異なつた解釈を打ち出している。つまり「時事小言」において二大政党组织論が後退した理由はいくまで「（時事小言）は…小関」福沢が明治政府の有力三参議（伊藤・井上・大隅）も同意しうるものと考えて発表した、いわば現実の政治改革綱領であつたのであり、「そのような現実政治上の効果を期待した著作において、『民情一新』における鮮明さがぼやかされていることには、何らの不思議もない」（一一六頁）という解釈がこれである。そして「時事小言」とは対照的に氏は、『民情一新』はいくまで「長期構想」であつたという性格の違いを強調する（一〇五頁）。ここには明治一四年政変によつて二大政党组织論は政治的綱領として、挫折したが、「長期構想」として命脈は断たれていないという含意を込めた氏の巧みな論の運びが見てとれよう。

こうした論の運びは、つづいて氏が分析している徳富蘇峰の議院内閣制論（二大政党制論）と福沢の二大政党制論との間に空隙を設けないためにも必要であった。もともと氏は「イギリス・モデルの議院内閣制論者であった……一八八七年の蘇峰は、一八七九年の福沢の、正當な後継者であった」（二二―二三頁、傍点小関）と言うように、蘇峰の継承した対象をあえて「一八七九年の福沢」に限定する過剰防衛にも映る論述を行なっているが、福沢の二大政党制論を「長期構想」と位置づける前述の趣旨からいえば、あくまで福沢の二大政党制論との間に空白を設けずに蘇峰、さらにはそれにつづく吉野の二大政党制論へと敷衍するのが氏の本意であったことは間違いないであろう。

こうした「伝統」に支えられた「イギリス流の政権交代を伴った議院内閣制」構想は、「約四五年をかけて、ようやく実現した」（一九二頁）。すなわち「一九二四年五月の総選挙で護憲三派が大勝してから、一九三一年二月に第二次若槻内閣が総辞職するまでの七年半」の時期がそれにあたる（同）。氏によれば、この間の政治的特徴は「一言で表現すれば、憲政会Ⅱ民政党の時代であり、「明治一〇年」以来の政治史の文脈の中で言い直せば、……『改進黨の時代』であった」（同）ということになる。

ただし氏は、憲政会Ⅱ民政党の時代とは、福沢以来の構想を継承した吉野作造の民本主義が体制化された時代であると評価しながらも、「運動の側が吉野を捨てたとき、体制の一角は、吉野構想を吸収しようとしていた」（一九三頁）と両者の間にタイム・ラグが存在したことに注意を怠らない。これに代わって、民本主義が体制化されて以降吉野構想を支えうる可能性があった運動

として氏が注目しているのは「松岡駒吉や西尾末広が指導する日本労働総同盟」（同）のそれである。氏が第二次若槻内閣の崩壊を民本主義の体制化の挫折と位置づけるのは、この総同盟の民政党（浜口内閣）への期待は第五九議会で労働組合法案が産産してもお同党を見限らなかつた程根強いものであつたにもかかわらず、政権の瓦解によつて同党がこの勢力を支持母体に吸収しうる見通しが断たれたためである。これら運動勢力にとつて続く大養内閣は政党内閣ではあつても、支持に値する政権では全くなかつた、と氏は評価する。なぜなら、同内閣は「大正デモクラシーが政党政治にかけた期待のほとんどすべてを裏切つたからである」（二〇六頁）。

このように民本主義の体制化が挫折して以後の「挙国一致内閣期の体制構想」として氏は「立憲独裁」、「協力内閣」、「憲政常道」を挙げている（第四章第二節）。こうした氏の所論の流れからいえば、これら三つの構想は「官民調和」の枠内のものであるという論理的帰結におのずと辿りつくかにも見えるが、そうではない。氏は美濃部達吉の「立憲独裁」構想に支えられた岡田内閣は、官僚の優位化と「軍との提携」という複雑な性格をほらみつつも、政党政治なくして「イギリス・モデルの議会政治の修正」（二四七頁）を試みた側面も存在すると指摘している。したがって、二・二六事件による岡田内閣の倒壊こそが、福沢以来の構想の可能性を根絶するものであつたということになる（ただし、本書の刊行以降、氏は日中戦争開始の時点までの「昭和デモクラシー」の可能性を展望しておられる）。

ただし、こうした本書の論調を以てして、氏が「官民調和」と

いう現実政治のリアリズムが二大政党制の理念を陵駕していった過程と結末を確認する作業に殉じたと思なすことはほゞ的外れなものはない。この点は、かつての氏の研究がマルクスシズムへのアンチ・テーゼであったように、本書が政治史の表面からは見えにくいものをすべて排除して狭隘な政治過程の追跡に終始する「実証主義」に対するアンチ・テーゼであることと密接な関係にある。

本書の趣旨は、政治史の対象の見直しである以上に、手法、視角の見直しであった。当然、本書の特色は、政治史の表面からは眺望しにくい政治体制構想を政治史の粗上に上げたという点だけにとどまるものではない。本書の最大の特色は、「官民調和」へと帰着してゆく現実政治の力学に理想主義的な体制構想を対比したのではなく、理想主義的な体制構想の分析を基点に、本来現実政治のリアリズムから生まれた「官民調和」をも理念として据え直し、両者の理念としての対抗関係の位相を描き出そうとした点にある。こうした手法と視角によって、「国家構想」としての両者の特質と対抗関係を浮かび上がらせることが本書の最大の眼目である。

## 三

まず最初に気にかかったのは、二大政党制論（イギリス・モデルの政党内閣制論）を基点に両者の対抗関係の究明に力点を置いたことよって、二大政党制論から見た「官民調和」の問題点の

輪郭は浮かび上がった反面、「官民調和」それ自体の本質が今一つ不分明に思われることである。

「官民調和」とは何か。本書によれば、それは「立国過程」において強兵化と富国化といった二つの「革命目的」が挫折し、さらに明治一四年の政変において大隅や福沢の議院内閣制構想が頓挫して以降、蘇峰や吉野の批判を浴びながらも定着していった体制の編成原理であり、後の「憲政常道」にまでつながるものである。ではその目的は何かと言えば、本書では「官民軋轢」の回避という理由が上げられている。ではなぜ「官民軋轢」を回避する必要があるのか。それは、「官民軋轢」の事態を放置したまま「官」の側が権力を掌握しつづけることが困難な状況が到来しつつあったためという他なかるうが、もう少し問題を突きつめれば、「官」と「民」が画然と対立した権力区分の下では大規模な政策を円滑に遂行することは不可能であり、そこにおのずと「官」と「民」の「調和」による安定権力を模索する力学と配慮がはたらいたと考えざるをえないであろう。

氏はおそらく、「立国過程」にみられた「開発」主義や、後の原政友会内閣が展開した積極政策が「官民調和」的な安定権力を必要としたという含みを持たせておられることは推測できるが、やはり政策構想との関連をもう少し前面に押し出して分析すべきではなかったであろうか。後ろ盾となる政策構想を「まず切りはなして、体制構想を独自に検討しよう」という氏の狙いは理解できるとはいえ、元来政策構想の目的性に従属した権力調停工作という性格を帯びがちな「官民調和」を理念として純化し、二大政党制論との対抗局面に比重を置いて分析することは、逆に「官民調

和」の持つ伸縮性を単純化しすぎることになりはしないのであろうか。先に述べた本書の特色は、この陥穽と表裏一体のようにも思われるのである。

氏が本書の柱に据えておられる二代政党制論についても、子細に見れば、支持勢力の実体と内容の異同に関して若干疑問が残った。

まず第一に、明治一四年政変以前に福沢や大隅の二代政党制構想が影響力を及ぼしえた可能性を展開するに際して、氏は井上馨の立憲政体論との接点に着目しておられる。たしかに氏が言われる通り、明治初年の「立国過程」の段階における「強兵」論や「富国」（工業化）論との構想をくぐり抜けた立憲政体論との間の距離が近いものであったとすれば、福沢の二代政党制論は強靱な生命力に後ろ盾に藩閥勢力に浸透しうる可能性をもっていたということになる。

だが一方で氏も認めておられるように、井上の立憲政体論は、その転機はあえて問わないにしても、井上毅との接触によってかなり容易に「プロイセン流の君権の強い立憲制」導入を容認してしまうものであったこと（八―九頁）にも注意する必要がある。

井上の立憲政体論を焦点に、福沢、大隅の構想と伊藤博文のそれとの距離を縮め、前者の藩閥勢力への浸透を暗示しようとする氏の思惑は理解できなくはないが、その結節点となる（はずの）井上の立憲政体論がイギリス流とプロイセン流の揺れ動く振幅を含んでいたとすれば、この試みはもう少し検討を要するのではないか。

第二の問題は、福沢の二代政党制論と蘇峰、とくに吉野のそれ

との微妙な相違である。福沢が二代政党政論を提唱した理由は、氏の言われる通り、「一九世紀の『交通・情報革命』によって『一新』しつづける『民情』に対応するには、国会を開設して二代政党間の政権交代を頻繁に行う以外にないこと」（一一頁）を見通したためであろう。これに対して、二代政党制にこだわりのつづけた吉野が護憲三派内閣の成立を歓迎したのは同内閣が「非選出部分」に対する内閣の優越性（一九四頁）、すなわち「非選出部分」に対する「選出部分」の優位化を確立したことを最重視したためであった。そうであればこそ、吉野は自らの打倒目標である政友会を含んだ護憲三派内閣を「歓迎」したのである。蘇峰の大同団結運動への期待についても、同様のことが言えるであろう。

一方福沢の二代政党制論の場合、国会の開設を前提にした議論ではありながら、「選出部分」と「非選出部分」の力関係は特に問題視はされていない。福沢が重視したのは、あくまで両者の一部をそれぞれに含んだ二代党派によって政権交代がシステム化されることであった。

議会が開設される以前の福沢の構想と、普選体制下で一まず「選出部分」の優位を確立した後にそれぞれ支持基盤を抱えた二代党派の手による安定した二代政党制の定着を見込んだ吉野の構想を単純に対比して、その差異を強調することには慎重であらねばならないが、この点をもう少し踏み込んで議論すべきではなかったかというのが評者の感想である。

この点とも関連して第三に、普選体制下における二代政党制構想の顛末が不分明なもの気にかかる。護憲三派内閣を「歓迎」し

て以降の普選体制下における吉野の二大政党组論の様相はどのようなものだったのであるうか。護憲三派内閣制立から第二次若槻内閣崩壊までの期間を、吉野構想が運動の側に見捨てられながらも体制の側に吸収された「民本主義の時代」と位置づながら、氏はこの時期の吉野構想に触れることなく、むしろ体制に期待を寄せた総同盟右派の動向に分析を重点化しておられる。「選出部分」が優位に立った普選体制下においては体制を支える運動の動向を重視しなければならぬという氏の問題意識は理解できるが、民主主義が体制化されて以降の吉野の構想に触れなかったのは物足りない。

管見の限りでは、吉野も運動の側の意向と同様に、民政党（↑憲政会）内閣を支持したのは事実であるが、その支持は積極的支持とは言い難い。あくまで吉野は、労働立法の実現を重視する立場から、民政党内閣にわずかな期待をつないだにすぎない。

民政党政権への支持が消極的なものにとどまった理由は、民政党にはかつて吉野が嫌悪した政友会の分派（政友本党）がふくまれていたこと、さらにはその事情も含めて普選体制下における既成政党的動向全般に失望したためであろう。その裏返しとして社会民衆党に肩入れした吉野ではあったが、重要なことは、二大政党组論がかつての精彩を失っていったことである。

では、吉野自身が二大政党组と抱き合わせで切望していた「選出部分」の優位化が普選の導入によって現実になるとともに、二大政党组論が精彩を失っていくというこの二律背反はどのような問題を暗示しているのでしょうか。この問題を解くためには、普選による「選出部分」の優位化とともに吉野の二大政党组構想の

どのような部分に支障が生じた（生じると予想された）のかということを、吉野が二大政党组に込めた期待のなかに探らなければならぬ。

その際に鍵となるのは、吉野が待望した「強い内閣」が二大政党组論とナシヨナリズムとの間にどのような関連をもつのかということを抑り下げて究明することである。かねてより普選と二大政党组の実現が吉野の理想の両輪であったとすれば、その言う「強い内閣」とは単に「選出部分」の優位化を確立することだけにとどまらなかつたはずである。吉野が理想とした状態とは、あくまで「選出部分」の優位化のもとで、極端な異論の噴出と小党分立を抑制する一方、世論の等質化と権力の一元化にも歯止めをかけ、一定範囲のなかでの「異論」の存在を常に容認することによって、それを吸収した二大党派が公正な競争に基づいた政権交代を行ないうるシステムが定着することであった。

重要なことは、この普選と二大政党组の抱き合わせ構想のなかには、二大党派の権力基盤の拡大とともに、当該政権の崩壊が権力の空白を招く可能性を事前に回避するという命題が込められていたということである。ここには、政権交代が可能な政治勢力を常に用意しておくことが、大局的には「強い内閣」の定着に他ならないという吉野の見通しがあった。そしてこうした意味での「強い内閣」を政治システムとして定着させようとする試みは、ナシヨナリズムと無縁ではありえなかつた。

そうであるかぎり、この「強い内閣」を支える母体の側もナシヨナルな課題を認識した価値判断を行なうことが、このシステムを機能させる条件となる。利益要求の普遍化という意味での「世

論」の等質化と利益形態の多様化という意味での「世論」の分化が表裏一体に進行した普選体制下の状況が、この条件とかけ離れたものであったことは言うまでもない。

吉野の二大政党制論への期待が右に述べたナシヨナリズムに裏づけられていたかぎり、当該時期の状況下では、普選による「選出部分」の優位化とは両立しにくい側面が強かったのではないかと。本書で氏が注目しておられる吉野の「強い内閣」への期待の本来的意味は、エリート・デモクラシーに込めた自らのナシヨナリズム（権力の定年化）がマス・デモクラシーによって阻害されかねないことを見通してクラス・デモクラシーへの接近を開始した吉野が、クラス・デモクラシーへの漸次的移行を援助しうる「定

安した権力」を求めたという点にあるのではなからうか。

これはあくまで評者の見解であるが、ナシヨナリズムという視点を導入し、吉野の二大政党制論や「強い内閣」論の異なった局面からの分析と意味づけを行なうのも、必ずしも的外れな試みではないと思われる。

以上、雑駁な感想を述べたが、刻念な研究成果とともに氏の自己革新への試みが基調となっている本書から我々が汲みとるべきものは、情報ではなく氏の危機意識とメッセージであるという事を今一度強調して筆をおきたい。

（A5判、二五〇頁十二頁 一九九六年 岩波書店 四七〇〇円）

（立命館大学助教授